

平成17年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成17年9月2日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
6番	浅井正八	7番	小野隆雄
8番	坂口徹	9番	浦野圭司
10番	吉川勝義	11番	三木誓士
12番	木田守彦	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

---

1, 欠席議員 (1名)

5番 森河昌之

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄
観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 議案第45号 斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 日程 8. 議案第46号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第47号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第48号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程11. 議案第49号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程12. 議案第50号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13. 議案第51号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14. 議案第52号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程15. 議案第53号 平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について

- 日程 16. 議案第 54 号 史跡中宮寺跡の用地の取得について
- 日程 17. 議案第 55 号 訴えの提起について
- 日程 18. 議案第 56 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程 19. 議案第 57 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について
- 日程 20. 議案第 58 号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程 21. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 17 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）
- 日程 22. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 17 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程 23. 認定第 2 号 平成 16 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 24. 認定第 3 号 平成 16 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 25. 認定第 4 号 平成 16 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 26. 認定第 5 号 平成 16 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 27. 認定第 6 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 28. 認定第 7 号 平成 16 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 29. 認定第 8 号 町道の路線変更について
- 日程 30. 同意第 9 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

日程 3 1. 同意第 1 0 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意  
を求めることについて

日程 3 2. 公益に関する出張について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。なお、森河議員からは欠席の通告を受けています。

これより、平成17年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成17年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてなど25議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月29日から8月3日までの間、辰巳、木田両監査委員には、猛暑の中4日間にわたりまして、平成16年度の決算について克明にご審査をいただき、そのご労苦に対し深く感謝いたしますと共に、講評としていただきましたご意見、指摘事項につきましては真摯に受け止め、今後の行政を推進していく上で十分その意を反映してまいりたいと考えております。

平成17年度も既に5カ月が過ぎ、今年度予算における各施策の円滑かつ効果的な事務執行に積極的に取り組んでいるところであります。これからの本格的な台風シーズンを控え、自らのまちは自らが守る体制づくりを推進すると共に、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、万一災害が発生した場合は、斑鳩町地域防災計画に基づき、迅速かつ的確な行動が図れるよう努めてまいりたいと考えております。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりでありま

す。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、8番、坂口議員、9番、浦野議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月22日までの21日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月22日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成17年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

6月定例会後、閉会中の8月19日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めました。

説明では、公共下水道の整備について、事業認可区域245ヘクタールを平成22年度までに整備を進め、現在の進捗状況と今後の整備予定区域についての説明がありました。次に、公共下水道事業の進捗状況について、龍田北1丁目地内、小吉田2丁目地内、阿波2丁目地内、服部1丁目地内の進捗率及び工事着手前の準備作業についての説明がありました。次に、公共下水道の供用開始の状況として、7月末の公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が390件、検査済み件数が327件で、また融資あつせん利用件数が7件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が3件となっている。また、地域再生計画にある汚水処理施設整備交付金事業について、7月19日に認定を受けたとの報告がありました。

また、本年、公共下水道が供用開始したことを記念し、9月10日に開催されます「愛と輝き夢フェスタ」の中で、水環境フォーラムを開催、「いにしへの川づくり、これからの水環境」をメインテーマに講演があり、水にまつわるパネルディスカッションを予定しているとのことです。

委員からは、現在の浄化槽の老朽化等の事情もあるので、事業認可区域を各年度ごとに計画区域を示したらどうかとの質問がありました。理事者側から、国の三位一体改革の中で、補助金の確定がならないところで、各年度ごとの区域を示すお約束が出来ないしかし、そのような中でも、交付金事業、地域再生事業における交付金等の事業を取り財源を確保し、順次整備の拡大に努めてまいりたい。また、平成22年までの各年度ごとの予算、面整備面積の推計につきまして、次回の委員会に数値として示してまいりたいとの答弁がありました。

以上、本件については、当委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、9月定例議会に提出が予定されている案件について、1、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、2、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、3、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、4、平成17年度公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、5、訴えの提起について、6、町道の路線変更について、7、町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明をお受けいたしました。

委員からは、訴えの提起について、この訴訟の推移、期間、弁護士費用等について若干質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

また、町道の認定について若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、各課報告事項として、1から7について報告があり、町営住宅の募集については、町営住宅の募集時の退去時の期間の規定についての質疑があり、理事者より、あくまでも退去する時に届け出を行う。大体届け出されるのは、退去される1週間くらい前が多い。今後、十分な情報の把握に努めてまいりたいとの答弁がありました。

また、町管理公共施設におけるアスベスト使用状況については、吹き付けロックウールについての質疑があり、一定の答弁がされたところであります。

その他については、県道路及び河川の改良事業、維持管理に関する要望書の回答について、竜田川の改修について、信号機の設置について等の質疑があり、理事者から、それぞれ一定の答弁がありました。

最後に、去る8月3日、県事業について郡山土木事務所への要望提出を行いました結果報告について、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の規定により、9月議会において、公益に関する出張についての報告承認を求める手続を行うことを報告しております。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、浦野委員長。

○厚生常任委員長（浦野圭司君） それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会は、8月22日午前9時より、全委員出席のもと開催されました。

初めに、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明があり、その内容につきましては、福祉会館建設予定地の地権者に対して、複数の地権者のうち、あと1名のみ未交渉である状況を説明され、委員からは、今後早急に交渉が完了するよう要望がありました。これに対して、理事者から、9月議会までには方向付けが出来るよう努力するとの答弁がありました。この件については、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、9月定例議会提出予定議案につきまして、次の2点の事柄について説明がありました。

まず1点目として、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者より一定の説明があり、これについては、委員からは別段の質問はありませんでした。

2点目としまして、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、理事者より一定の説明がありました。委員からは、1つ目としてシ



システム改正の内容について、2つ目として改正点の住民周知徹底への要請についての質疑等があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上、9月定例議会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項としまして、次の3点の事柄について報告がありました。

まず1点目に、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管に関するものについて理事者より説明を受けました。その内容は、歳入では、介護システム改修補助金（国庫支出金）の補正、歳出では、国民健康保険への支援並びに障害福祉内部事務及び介護保険事業への支援についての補正でした。これに対しては、委員からは別段の質疑はありませんでした。

次に、各課報告事項の2点目としまして、アスベストの関連状況について理事者より報告がありました。その内容は、竜田工業より7月17日及び7月30日の2回にわたり地元説明会があり、アスベストに関係する事柄について説明され、また周辺住民の健康診断予定者が現在30名であること。また、8月26日、27日両日にわたり、日本アスベスト王寺工場にて、検診車を配置し、診断を実施すること等、今までの対応についての説明がありました。また、斑鳩町内の公共施設のアスベスト使用状況について、具体的にその状況と健康への被害関係について説明がありました。また、竜田工業の件で、役場への問い合わせの状況について説明されました。これに対して委員からは、付近住民への被害に対する理事者側の考え方について、またロックウールの人体への影響について、また今後の説明会の予定日程について、また既存建築物解体時の対応について、またこの解体業者への指導について等の質疑があり、対策直接窓口となる県の対応の適切化への要請もありました。これに対して理事者から一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項3点目としまして、町立保育園の保育料について理事者より報告がありました。その内容は、平成17年度より保育料の一部値上げが提唱されているが当町は平成18年度まで据え置きしているということでした。これに対して、委員より保育所運営委員会の構成メンバーについて、保育料の滞納の現状について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上、各課報告事項につきましては、報告を受け、了承したということで終わりました。

以上が、厚生常任委員会所管に関する審査内容の概要です。詳細につきましては、会

議録に整理いたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします  
同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） それでは、報告いたします。

去る8月23日、会議を開き、総務常任委員会が継続審査事案としています「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関すること」のほか、所管事項に係る審査事案及び報告事項についての報告、説明を受けると共に、必要な審査を行いましたので、その概要と結果について報告します。

まず、「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」報告します。

史跡藤ノ木古墳の整備に関することについては、6月20日の検討委員会で、石室整備における細部検討が終了したのを受け、基本設計書の作成を進めていること、史跡検討委員会の委員・内田昭人氏が逝去されたこと、後任については、整備検討委員長とも相談しながら検討していきたいとのことでした。

史跡中宮寺跡の整備に関することについては、関連する9月議会の付議予定議案の史跡中宮寺跡の用地の取得についてもあわせて説明を受け、今年度は地権者5名、土地10筆、9,762平方メートルを3億2,556万4,403円で買い取ること、その中に、中宮寺の土地も含まれているとのことでした。

本件については、説明を受け、審査を終えました。

次に、9月議会の付議予定議案の中で、総務常任委員会に係る事案として、1、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、2、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、3、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、4、史跡中宮寺跡の用地の取得について、5、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、6、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、7、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、8、町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第

3号) について) のうち、先に説明を受けた史跡中宮寺跡の用地の取得についてを除く7事案について説明がありました。

その中で、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての条文中の任命権者という用語についての定義及び報告期限についての質問がありました。平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、補正予算は順を追っていくべきで町長専決処分である補正予算(第3号)を受けて、この補正予算(第4号)の審議をするべきであろう。十分な配慮をしてほしいとの要望がなされ、当委員会としては、今後そのように進めていくことを確認しました。

そのほかにも、委員より若干の質疑がありました。

以上、9月町議会定例会に付議が予定されている事案について、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1、斑鳩町長選挙については、告示日10月11日、投票日は10月16日に決定。2、斑鳩町財政健全化検討住民会議については、各委員の紹介及び第1回、第2回の会議の概略説明。3、公共施設におけるアスベストの使用状況については、町内公共施設のアスベストの使用状況の説明。4、奈良地方法務局斑鳩出張所庁舎の払い下げ等については、払い下げを前提として関係機関と協議中であること。土地については、共有者である安堵町、三郷町、平群町と買い取りの協議中であること。5、大字龍田財産区(下司田池)に係る建物収去土地明渡請求事件については、6月27日奈良地方裁判所において和解が成立したこと。6、子ども模擬議会の結果については、8月11日、児童、生徒合わせて16名が子ども模擬議会に参加したこと。その他の報告事項として、町職員2名が8月31日付で退職願が提出されていることが報告されました。

委員からは、それぞれの報告につき若干の質疑、要望があり、理事者より答弁がなされました。

最後に、委員より、建設水道常任委員会の9月定例議会提出予定議案に入っている「訴えの提起について」の具体的内容について説明を求められ、理事者より説明がなされました。

委員より、訴訟の関係については、議会全体の理解を得る必要があるのではないか。また、提訴に至った原因は何か等の質疑があり、理事者より説明がなされました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審議事項についての概要報告であります。詳

細については、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における都市基盤整備特別委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、三木委員長。

○都市基盤整備特別委員長（三木誓士君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

前回委員会後、閉会中の8月22日に都市基盤整備特別委員会を開催し、継続審査案件について審査を行いました。その審査の概要について報告いたします。

初めに、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明を受けました。

モデル区間から竜田川までの稲葉車瀬地区約600メートルにおいて事業を進めている。用地の取得が重点的に行われており、農地を中心に進めている。平成16年度末までの面積において、約7割を取得し、その後は宅地についても補償内容の説明が順次行われ、交渉を進めている。

また、稲葉車瀬地区からパークウェイ事業に関して、要望書が提出されており、東井手水利組合から、国土交通省奈良国道事務所長及び町長あてに出されております「斑鳩バイパス改築工事（稲葉車瀬地区）に伴う要望」であります。その内容は、いかるがパークウェイが出来ることにより、三代川水系に道路排水などの負担をかけないように。その他は、現在の用水機能の復旧ということでした。

次に、平成16年12月24日付の稲葉車瀬自治会から提出された「いかるがパークウェイの稲葉車瀬地区における自治会の要望書」についてです。水利組合からの要望と共通しているが、いかるがパークウェイの道路排水です。その他、既存水路の拡幅や、用水施設の機能確保やパークウェイに取り付く町道の取り付け部分の道路改良、パークウェイの騒音対策の実施、モデル区間のサクラの早期撤去です。

また、8月11日に稲葉車瀬の集会所において、用排水施設について協議した。地元が一番心配しているのは、パークウェイが出来ることによる道路排水の放流方法について、国から対策案が説明されました。パークウェイの道路の地下に調整池を設ける。パークウェイに降った雨を一時的に貯め、徐々に下流に流し、放流する。これにより下流

の既設の水路に流れる雨水は、パークウェイが出来る前と同じ状態で排水する。その規模は、幅7メートル、長さ50メートル、深さ1.25メートルで、容量は約400立方メートル貯めることが出来る。この対策について、稲葉車瀬の方々も一定の理解をしている。

次に、いかるがパークウェイ推進協議会についてです。3月23日に第11回目を開催し、小吉田モデル区間について、昨年3月3日に供用開始されてから1年が経過したということで、住民の方々に、実際、道路を利用した感想を聞くアンケート調査について、調査の内容や方法等を協議した。7月8日には、第12回目を開催し、アンケート結果について報告を受けた。アンケート期間については、本年4月28日から5月31日の間で行い、5月の町広報の中へアンケート用紙を入れ、斑鳩町内全戸配布しましたインターネットで、町のホームページにも掲載した。はがきアンケートの回答は123名、インターネットの回答は11名、計134名です。今回のアンケートでは、各ゾーンの整備内容等については、6割以上の方に賛同をいただいたと思っている。回答数が134ということで、回収率が1.5%という低いものであったことから、第12回いかるがパークウェイ推進協議会で報告し、協議会委員の方々に再度アンケートをお願いしたところです。現時点では、約670名の方から回答をいただいているとの説明がありました。

本件について委員より、稲葉車瀬自治会より出ている要望書について、アンケートをとったパークウェイの目的と地域の活性化について、斑鳩バイパス、いかるがパークウェイの名称について、岩瀬橋付近の計画図面（道路形態）について、アンケート調査結果について、それぞれ質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております当委員会としては、説明を受け、了承したということで終わりました。

次に、法隆寺線についてを議題とし、担当課長より、現状について説明を受けました  
前回の委員会で進捗の報告を受けました、龍田南2丁目と小吉田2丁目で行われていた法隆寺線の工事については、それぞれ3月25日に竣工しました。4月4日には、龍田南2丁目について78.6メートル、小吉田2丁目については128メートルの供用を開始した。また、用地買収については、5月に小吉田地区について1件の農地の買収を行った。事業に反対されていた地権者については、協議を進めた結果、7月7日に家屋調査を実施した。現在、補償額を算定しており、用地交渉を具体的に進めていきたい  
また、昨年12月27日に土地開発公社で契約した龍田南2丁目の家屋について、現在

その残地での代替建物の建築を進めております。11月末までには、事業用地の引き渡しを受ける予定であるとの説明がありました。

本件について委員より、服部道と交差して南側に抜けている交差点について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされており、当委員会としては説明を受け、了承したということで終わりました。

次に、「その他路線について」を議題とし、担当課長より、法隆寺門前線の現状について説明を受けました。

県における法隆寺門前線の整備事業について、工事関係は、南大門前石張り舗装、植栽帯の整備が進められており、平成16年度末をもって完了しております。また、収用裁決等取消し訴訟については、現在上告中で、最高裁判所において審議中です。

また、町における法隆寺門前線東側広場整備については、発掘調査の関係から、平成17年2月25日に発注している。現在、植栽帯や照明灯などの整備を、9月7日までを工期に進めている。9月議会には法隆寺門前広場を都市公園として追加するため、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する予定との説明がありました。

本件について委員より、安堵王寺線について、奈良西幹線、三室交差点から香芝の165号までの区間について、構造的なことで、18メートルから25メートルになるのはどの幅員かについてなど質疑がありましたが、それぞれ理事者より一定の答弁がなされおり、本件についても、当委員会としては、説明を受け、了承したということで終わりました。

続いて、「JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて」を議題とし、担当課参事から説明を受けました。

駅舎自由通路詳細設計について、繰越明許費の設定をお願いした。7月末の進捗率は約70%になっている。10月末までには完了予定です。自由通路階段部分の屋根勾配などの外観意匠の変更、回廊風の内装等への変更により、設計内容の見直しで、自由通路本体の事業費では増額となり、JRに対して速やかに設計を進め、早期に事業費を算定するよう要請を委ねた。12月議会には、自由通路工事協定額の変更のお願いをしたという説明がありました。その他駅構内の配線の変更工事、2面2線化工事、また、今後の工事予定のホーム改築・延伸の工事、三代川橋梁の改良工事、踏切の拡幅工事、線路の切り替え、南北仮駅舎の建築と駅本体の撤去が終われば、自由通路本体工事に着手する。踏切拡幅工事は、10月下旬から約1カ月の予定で着手するとの説明がそれぞれ

れあり、駅舎橋上化事業関係の進捗状況の説明がありました。

次に、駅前広場、周辺道路計画について説明がありました。南口駅前広場について、駅前広場や各路線の状況について、駅南口の1号線について、駅周辺整備にかかる一般会計補正予算について等説明を受けました。

委員より、駅舎内にギャラリー等ソフトの面について、1号線の歩道の幅の違いについて、駅舎が出来るまでにどれか1本バスが入ってくる道路が出来ないかについて、安堵王寺線の東側への延長について、5号線早期拡幅の実現について等質疑がありましたが、それぞれ理事者より一定の答弁がなされております。本件については、当委員会として報告を受けたということで終わりました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要であります。詳細については、会議録に整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

これをもちまして都市基盤整備特別委員会委員長報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第45号 斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、日程8、議案第46号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第47号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第48号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、日程11、議案第49号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第50号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程13、議案第51号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程14、議案第52号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程15、議案第53号 平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程16、議案第54号 史跡中宮寺跡の用地の取得について、日程17、議案第55号 訴えの提起について、日程18、議案第56号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、日程19、議案第57号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、日程20、議案第58号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更につ

いて、日程21、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、日程22、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）、日程23、認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程26、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程27、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程28、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程29、認定第8号 町道の路線変更について、日程30、同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程31、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程32、公益に関する出張について、以上26議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました25議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明をいたします前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等につきまして、ご説明申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、6月議会におきましてご報告させていただきましたように、小吉田1丁目地内において用地取得に向け努力しておりますが、未だ用地を取得するには至っておりません。引き続き地権者の皆様にご協力をお願いしてまいり、早急に用地の確保を図るべく取り組んでまいります。今後、建設用地の選定などがまとまりましたならば、担当常任委員会にご報告を申し上げたいと考えておりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、介護保険事業につきましては、制度の大幅な改正が平成18年4月から実施されますことから、現在、介護保険運営協議会において第3期事業計画の策定をお願いしており、事業の適切な運営を進めてまいりたいと考えております。

また、平成17年10月から施設給付の見直し等、制度の一部改正が実施されますこ



とから、関係施設や利用者等へ制度改正についてパンフレットの送付や申請勧奨を行うことにより周知を図り、あわせて役場窓口等においても十分な説明を行い、利用者に混乱が生じないよう取り組んでいるところであります。

次に、ビニールごみ（その他プラスチック類）のリサイクルについてであります。

6月議会におきまして、リサイクル処理を実施していくための条例改正案をご議決いただきましたが、以降、各自治会長のご協力を仰ぎながら、住民皆様への説明文書の配布や希望される自治会での説明会の開催、町広報紙への掲載等、10月1日からの施行に向けて周知を行い、円滑な導入に向け準備に努めているところであります。

説明会等で賜りました住民皆様のご意見といたしまして、「リサイクルを行う主旨は理解できる。きれいに出すということに少々負担を感じるが、協力はしていきたい。」また、「自分はきれいに出すよう心がけるが、中には徹底できない人も出てくると思う。」などのご意見をいただいているところであります。

こういったことから、今後も引き続き、その他プラスチック類だけではなく、資源物・廃棄物にかかる分別につきまして、「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉といたしまして、エコトーク21をはじめ、あらゆる機会を通じまして、住民の皆様へ周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、最近、健康への問題が報道されておりますアスベストについてであります。

町におきましては、新聞報道以後、奈良県とも協議しながら、住民の皆様からの相談等に対応しているところであります。

なお、アスベストにつきましては、耐熱性、防音性に優れているため、昭和30年代から40年代後半を中心に、ビルや住宅等で多く使用されているといわれており、それらの住宅等が今日、建替えの時期を迎えることから、今後は、解体時の法順守、あるいは解体の手法等につきまして、広報紙をはじめ、様々な機会を利用いたしまして、住民の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

まず、モデル区間西側の稲葉車瀬区間につきましては、事業用地の約70%を買収されたところでありますが、残っております用地取得に向けて、国との連携を図りながら地元調整に努力しているところであります。

次に、完成した小吉田モデル区間の整備内容についてご意見をいただくために全世帯を対象に実施いたしましたアンケート調査結果につきましては、ゾーン分けをしたモデ

ル区間の整備内容等に対して概ね賛同していただいている結果となっております。住民の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、延伸区間をはじめ全線の整備の参考とさせていただきながら、よりよい道づくりに活かしてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

用地の関係であります。小吉田2丁目では事業に難色を示されていた宅地1件につきまして、補償調査等のご了解をいただき用地取得のための調査を実施したところであり、今後、具体的な交渉へと進めてまいりたいと考えております。また、小吉田2丁目の農地1件の用地取得をいたしており、今後用地のまとまったところから工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、残りの用地買収につきましても、できるだけ早く地権者の皆様にご理解いただけるようさらに努力し、予定区間の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

まず、橋上駅舎自由通路の整備であります。駅構内における2面2線化のための配線変更工事が鋭意進められており、現在、ホームの改築、延伸の工事、三代川の橋梁改良などを行っております。今後、新線となる2番線の軌道設置工事が完了すれば線路の切替え、現奈良行き線の撤去、また仮駅舎の建築や現駅舎の撤去などを行った後、自由通路本体工事等に着手する予定となっております。

なお、北口仮駅舎の建築に伴い、通信ケーブルの移設工事が必要となりましたことから、本定例会にその移設に必要な経費の追加補正をお願いいたしております。

いずれにいたしましても、完成目途である平成18年度中の完成に向けて一日も早く完了できるよう事業推進に努力してまいり所存であります。

また、駅周辺道路の整備につきましても、駅舎自由通路完成後には速やかに周辺道路整備に着手できるよう、今後も関係する地権者の皆様との交渉に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続の状況であります。8月下旬で約400件の接続申請があり、そのうち約340件の家庭が既に公共下水道を利用いただいている状況であります。

これからも、公共下水道の利用促進を図るため、適切な住民対応や積極的な啓発活動

に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度、地域再生計画の認定をいただき汚水処理施設整備交付金事業として、公共下水道の整備を進めていくことが可能となり、今後、国庫補助金と交付金とを有効に活用することにより、計画どおり順調に整備を進めることができるものと考えております。

また、本年度の整備の状況であります。既に発注済みの龍田北1丁目地内の面整備をはじめ、小吉田2丁目、服部1丁目、阿波2丁目地内についても工期内の竣工を目指すとともに、本年度、後期発注予定工事の設計等の準備を進めており、本年度予定区域の整備に努めております。

なお、本定例会に上程いたしております議案第53号の工事につきましては、平成17年度、平成18年度の2カ年にわたる工事となりますが、地元の皆様のご理解とご協力を得ながら順調に工事が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育の取組みについてであります。平成17年度から小中連携教育として、主に3分野の内容で小中学校において教育実践していくこととしております。

一つ目は、小・中学校を一貫した9年間の義務教育の中で、世界文化遺産のある郷土斑鳩への誇りや愛情を育むために斑鳩の地域を学び、そして、聖徳太子の「和」の精神を大切にしながら、人としての「生き方」を考えさせることにいたしております。

現在、道徳教材として副読本を、本年度は小学1年生から中学3年生まで、各校・各学年に購入し、道徳の時間を中心に統一した内容及び時間数で取り組んでおります。

二つ目は、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した「英会話学習」を実施することにいたしております。小学4年生から中学3年生までの6年間、小中一貫したカリキュラムを作成し、英語に慣れ親しむことをねらいとして、英会話の授業を実施するものであります。

本年度は2学期より、外国人講師及び日本人ボランティア講師を補助に小・中学校とも各学年・各クラスにおいて最低5時間以上、統一したカリキュラムに則り実施するものであります。

三つ目は、小・中学校の児童生徒の計画交流を実施することにいたしております。

不登校等の大きな要因である小学校から中学校への移行期における学習や、人間関係等のさまざまな環境の変化による不安や不適應をできるだけ少なくしていくという視点とともに、小・中学生合同による異年齢集団の交流活動を通して、豊かな社会性や人間

性を育てるという観点から交流を行うことにいたしております。

本年度は、中学校体験入学の内容を充実、中学1年生が母校を訪問、教師間交流の活発化等を中心に実施してまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備事業の取組みについてであります。

史跡中宮寺跡につきましては、史跡公園として整備を行うため、現在、史跡地の公有化を平成15年度から進めております。計画範囲であります史跡指定範囲、約2万7,000平方メートルのうち、平成15年度には地権者9名、17筆、8,372.68平方メートル、平成16年度には地権者8名、16筆、6,985平方メートルの公有化を実施いたしました。本年度は地権者5名、10筆、9,762平方メートルの公有化を実施する計画であります。

また、残りの地権者1名、4筆、1,318平方メートルにつきましては、諸般の事情から18年度中に、公有化を行う予定で進めております。

最後に、斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、去る7月21日に第1回会議を、また、8月16日に第2回会議を開催いたしました。

第1回、第2回の会議におきましては、斑鳩町の財政状況と財政見通し、職員給与の概要、使用料及び手数料の状況、補助金の状況、遊休土地の状況、特別会計の状況、新規予定事業、町税の状況と地方税制度、指定管理者制度、土地開発公社長期保有地対策等の検討課題となります現状と制度の説明をさせていただいたところであります。

今後、新年度予算編成時期に間に合うよう、10月上旬までに3回の会議を予定されており、中間報告をまとめるべく鋭意議論していただけるものと期待をしております。

町としましても、この議論に積極的に加わりまして、町の考え方、方針等も申し上げまして、実効性ある財政健全化計画となるよう努力してまいりたいと考えております。

以上で、町が現在進めております主要な事業についての状況等をご説明申し上げます。

なお、私の今期の任期は本年の11月10日までとなっており、まずは、任期中、町長としての職責を全うさせていただきますが、まだ、執行中の事業や未着手の事業もあることから、引き続き、町長としての職責を担ってまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第45号 斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につい

てであります。

地方公務員法の一部改正により、人事行政運営の公正性・透明性を高める観点から、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、サービスや勤務条件などの人事行政の運営状況について、各任命権者及び公平委員会が地方公共団体の長に報告することとなり、その報告を受けて、地方公共団体の長は条例に基づき、その報告の概要を公表することとされました。そのため、本町の人事行政の運営等の状況の公表に関し、報告の時期、報告事項、公表の方法等を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第46号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。県事業の法隆寺門前線整備事業とともに法隆寺門前の歴史的な修景等の保全を図るため整備を進めてまいりました法隆寺門前広場の整備完了に伴い、法隆寺門前広場を都市公園として、本条例中の別表に追加するものであります。

次に、議案第47号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）が平成17年5月2日に公布されたことに伴い、本条例との整合を図るための条文の整理を行うものであります。

次に、議案第48号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,732万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億9,613万3,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金で、平成17年度の交付額の決定により266万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税におきましても、平成17年度の普通交付税交付額の決定により、4,262万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金では、本年10月から介護保険制度の改正が実施されることに伴い、そのシステム改修に国庫補助金が措置されることとなりましたことから、53万8,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金で、昨年度実施さ

れました世界農林業センサスについて、新たに集計事務等が生じたことにより交付金が交付されることとなりましたことから、3万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、第1項繰越金で、平成16年度会計の剰余金の確定により1億1,510万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債で、第5目臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定により710万円の減額、第6目減税補てん債におきましても発行可能見込み額の確定により120万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款総務費では、第1項総務管理費、第5目財産管理費で、繰越金を原資に後年度の財源調整を図るため、財政調整基金への積立て5,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5項統計調査費、第2目指定統計調査費では、歳入でも申し上げましたように、昨年実施されました世界農林業センサスについて、新たに集計事務等が生じたことから、その必要経費3万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計において雇用しておりました徴収嘱託員1名が退職し、新たに1名の雇用を行ったことによりまして、通勤手当の増額が必要となりますことから、その繰出金7万2,000円の増額補正をお願いするものであります。また、8月から実施されております福祉医療費助成金の自動償還方式により、県事業であります福祉医療費波及分への対応が不要となりましたことから、その繰出金383万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第11目障害福祉費では、平成16年度に受け入れました身体障害者保護費国庫負担（補助）金等の精算に伴い国庫支出金の返還が生じたことから、その償還金1,217万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第13目介護保険事業繰出費では、平成17年10月の制度改正により、施設利用者の居住費及び食費が利用者負担となりますことから、その繰出金211万5,000円の減額補正をお願いするものであります。また、制度改正に伴いシステム変更等の経費が必要となりますことから、その繰出金167万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、平成18年度に予定しておりました通信ケーブルの移設工事が、本年度実施いたします北口側の仮駅舎の建設にあたり支障となることから、通信ケーブルの移設工事を本年度に実施することとなり、その必要経費2,110万8,000円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源6,821万4,000円を予備費に留保することといたしております。

次に、議案第49号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,250万2,000円を減額し歳入歳出それぞれ28億549万8,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきまして、歳出での老人保健拠出金、介護納付金の補正、及び平成16年度交付金の精算に伴う追加交付により、あわせて472万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

第3款療養給付費等交付金につきましては、平成16年度交付金の精算に伴う追加交付により、136万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

第4款県支出金につきましては、福祉医療制度の改正に伴う国庫補助金の改正内容が当初予算時点で把握できなかったことによるもの、また、歳出での老人保健拠出金、介護納付金の補正に伴い、あわせて456万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

第7款繰入金につきましては、人件費の補正及び県費国庫補助金と同額を繰り入れるという制度上の仕組みにより、県費国庫補助金の減額補正に伴い、あわせて376万3000円の減額補正をお願いするものであります。

第9款諸収入につきましては、前年度繰上充用金の補正に伴い、同額の81万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款総務費におきまして、徴収嘱託員の人件費につきまして7万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

第3款老人保健拠出金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴いまして760万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第4款介護納付金につきましては、本年度の納付額の決定に伴いまして2,797万

1, 000円の減額補正をお願いするものであります。

第10款前年度繰上充用金につきましては、執行額の確定に伴いまして81万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

第9款予備費にこれらの歳入歳出予算補正額の差額861万5,000円の増額をお願いするものであります。

次に、議案第50号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

龍田北汚水幹線2工区の継続費について、総額を変えずに年割額の変更をお願いするもので、平成17年度年割額を5億円から4億円に減額、平成18年度年割額を2億円から3億円に増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第51号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,121万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億3,521万4,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、平成18年4月から介護保険制度の改正が実施されますが、その一部において、平成17年10月から改正されることから、これに伴います補正等をお願いするものであります。

まず、歳入予算の補正では、介護保険制度の改正に伴います施設介護サービス給付費等が減少することから、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金について1,091万3,000円の減額補正を、介護給付費繰入金、介護給付費準備基金繰入金について600万7,000円の減額補正を、システム改修に伴います事務費繰入金として167万5,000円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。

また、平成16年度決算の確定に伴い、繰越金につきまして2,645万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修や認定証交付に要します費用167万5,000円の増額補正を、施設利用者の居住費及び食費が保険給付の対象外となり利用者負担となりますことから、施設介護サービス給付費4,001万4,000円の減額補正を、高額介護サービス費の上限額の見直しがされますことから、高額介護サービス給付費489万6,000円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。



また、低所得者対策として居住費及び食費にも所得に応じた負担の上限額が設定されますことから、基準額との差額の給付のために特定入所者介護サービス費等の科目の新設を行い、その給付費1,819万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、平成16年度において国、県、支払基金より給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費負担金を受けており、翌年度清算として平成17年度に超過交付額を返還するために、償還金において1,031万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第52号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

資本的収入といたしまして、管路近代化事業国庫補助金として、塩化ビニール管の管路更新事業に対する新規要望が採択されたことにより、984万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第53号 平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

その工事の概要につきましては、工事場所が龍田2丁目地内龍田神社西詰めから龍田4丁目地内河藪橋南側までで、延長約884メートルの幹線管渠を埋設するものであります。

去る、8月10日、制限付一般競争入札に付した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、株式会社奥村組奈良営業所所長 堀内秀悟、契約金額は、6億7,515万円であり、工期は議会議決後、平成19年3月28日までの553日間であります。

次に、議案第54号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてであります。

冒頭で申し上げましたとおり、平成15年度から公有化を進めており、今年度は10筆、9,762平方メートルの公有化を実施するものであります。

契約の相手方は、宗教法人 中宮寺 代表役員 日野西光尊氏外4名で、契約金額は3億2,556万4,403円であり、用地の取得についての議決を賜りました後、本契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第55号 訴えの提起についてであります。

阿波2丁目地内道路整理事業に伴い、寄付により斑鳩町に所有権移転登記しました斑鳩町阿波2丁目28番1の道路敷について、抵当権及び所有権移転請求権仮登記、停止条件付賃借権設定仮登記の権利が設定されておりますが、権利設定者である山陽観光開発株式会社は昭和59年12月に既に解散しており、当時の関係者の所在についても不明であります。

このため、訴訟行為による権利登記抹消を奈良地方裁判所に提起するものであります。なお、以上が本議案の概要説明であります。担当常任委員会では本議案に添付させていただいております資料に基づきまして、詳細な説明をさせていただき、ご審査をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第56号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

平成17年12月31日をもって、合併により、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村が廃されることにより、奈良県市町村会館管理組合から大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村を脱退させ、新たにその区域をもって設置される宇陀市を、平成18年1月1日から奈良県市町村会館管理組合に加入させることにより、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。

先の議案と同じく、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村が廃され、その区域をもって宇陀市として設置されることから、当組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、及びこの合併により、当組合議会の議員定数及び当組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び別表第2の改正により、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更が必要となることから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

先の議案と同じく、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減

少となること、及び奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更が必要となることから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,334万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億4,880万4,000円とすることについて、8月9日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、9月11日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係ります県委託金の受け入れと所要額の計上であります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）であります。

企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が許可され、8月30日に借換えを行うため、8月3日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入第1項企業債2,160万円の増額補正と、支出の部で第1款資本的支出、第2項企業債償還金2,160万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算の執行にあたりましては、長引く経済不況によります町税の減収、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の減額など、これまでにない極めて厳しい状況にあるなか、平成16年度財政運営方針に基づき、予算計上しました歳入につきましては、最大限にその財源の確保を図る一方、歳出につきましては、最小の経費をもって最大の効果を得るよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、創意工夫により経費の節減に努めました結果、平成16年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額が93億2,724万3,000円、歳出決算額が88億8,770万9,000円となりました。

この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は4億3,953万5,000円となりました。この形式収支から、諸般の事情により、やむを得ず翌年度へ繰越しいたしました繰越明許費にかかります翌年度へ繰り越すべき財源1億1,503万円、及び事故繰越しにかかります翌年度へ繰り越すべき財源940万円の合計1億2,443万円を差し引きました実質収支額は、3億1,510万5,000円の黒字となっております。

なお、この決算額の中には、平成7年度及び平成8年度に借り入れた減税補てん債(6億2,190万円)の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還(1億1,865万1,000円)が含まれておりますことから、実質的な決算額は、歳入では85億8,669万2,000円、歳出では81億4,715万8,000円となっております。

はじめに、歳入決算額の様況であります、平成16年度の歳入決算額は、93億2724万3,000円で、前年度の決算額と比較して、5億8,151万円、6.6%の増となっております。

その主な内訳は、町税が28億331万9,000円、構成比30.1%、地方交付税が23億5,020万5,000円、構成比25.2%、町債16億6,410万円構成比17.8%、国庫支出金4億4,934万5,000円、構成比4.8%、繰越金4億3,146万7,000円、構成比4.6%、繰入金3億4,027万3,000円、構成比3.6%となっております。

これを前年度の決算額と比較しますと、町税は、厳しい経済情勢を背景に対前年度比3,119万1,000円、1.1%の減となっております。

地方交付税につきましては、「三位一体の改革」に伴う地方交付税の改革によりまして、国全体の地方交付税総額が6.5%も減少するなか、本町におきましては、対前年度比600万2,000円、0.3%の微減にとどまっております。

町債では、平成7年度及び平成8年度に借り入れた減税補てん債の借換の実施により、対前年度比2億8,510万円、20.7%の大幅な増となったものの、平成16年度末の一般会計における町債残高は、2億5,941万円減少し、87億9,682万1,000円となりました。

次に、歳出決算額の様況についてであります。

はじめに、目的別決算額の様況は、公債費が21億3,516万4,000円、構成

比24.0%、民生費が16億589万1,000円、構成比18.1%、土木費が13億9,988万2,000円、構成比15.8%、総務費が10億3,335万4,000円、構成比11.6%、衛生費が10億658万2,000円、構成比11.3%、教育費が10億51万6,000円、構成比11.3%等となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、公債費が平成7年度及び平成8年度に借り入れた減税補てん債の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還の実施により、対前年度比6億6,861万7,000円、45.6%の増、民生費が児童手当、障害者支援費事業費、介護保険事業特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金等の増加により、対前年度比9,744万1,000円、6.5%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費及び町史跡駒塚古墳等史跡用地購入事業費の減少により、対前年度比1億7,907万円15.2%の減となっております。

次に、性質別決算額の状況では、公債費が21億3,516万4,000円、構成比24.0%、人件費が17億1,751万4,000円、構成比19.3%、物件費が15億467万5,000円、構成比16.9%、普通建設事業費が11億601万円構成比12.4%、繰出金が8億5,311万1,000円、構成比9.6%、補助費等が7億7,804万6,000円、構成比8.8%等となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、公債費が平成7年度及び平成8年度に借り入れた減税補てん債の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還の実施により、対前年度比6億6,861万7,000円、45.6%の大幅な増となっておりますが、この中には、臨時的に増加した経費である平成7年度及び平成8年度に借り入れた減税補てん債の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還が含まれておりますことから、これらを差し引いた比較では、対前年度比7,193万4,000円、4.9%の減となっております。また、維持補修費では、衛生処理場、道路維持にかかる経費の増加により、対前年度比9,188万3,000円、62.1%の増、積立金では、財政調整基金への積立ての実施により、対前年度比9,278万円、775.0%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、普通建設事業費で、公営住宅建設事業、斑鳩小学校南館耐震補強事業、健民運動場土壌改良事業の完了、史跡中宮寺跡史跡用地公有

化事業費、町史跡駒塚古墳等史跡用地公有化事業、法隆寺線整備事業費、法隆寺・藤ノ木線整備事業費などの減少により、対前年度比4億489万7,000円、26.8%の減となっております。

続きまして、平成16年度に取り組みました事務事業について、平成16年度当初予算の施政方針から、その主な取り組み内容を述べさせていただきます。

はじめに、第1の柱「ともに生き心ふれあうまちづくり」では、住民一人ひとりの生き方が尊重され、様々な時代の変化に対応しうる社会づくりをめざし、人とひととのふれあいを大切にしながら、豊かな心のふれあいのあるまちづくりを進めました。

その主な取り組みといたしまして、コミュニティづくりでは、斑鳩に住むことに愛着と誇りが持てるまちづくりをめざし、自治会組織をはじめ、住民ボランティア活動などの自主的な活動を支援しました。その支援をとおして、あたたかな人とひとのつながりあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化を促進いたしました。

次に、人権・平和では、人権教育のための国連10年・斑鳩町行動計画に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築くとともに、人権問題の理解を深める総合的かつ計画的な施策の推進のため、職員研修や住民への啓発活動等を進めました。

また、「斑鳩町非核平和宣言」の精神に則り、図書館において戦争と平和に関する資料の展示を行い、読書により戦争の悲惨さを伝え、平和な現代の尊さを再認識する場を提供いたしました。

次に、男女共同参画社会の推進では、平成8年に策定した男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」の目標年次の終了が平成17年度であることから、町民意識の現状を把握し、より実効性のある新たな行動計画を策定するため、また、今後の施策展開検討の資料とするため、男女共同参画に関する住民意識調査を実施いたしました。

次に、情報化社会への対応では、国の「行政手続オンライン化関係三法」の施行によって、電子政府、電子自治体の構築が推進されており、本町におきましても、平成15年度に整備いたしました行政機関同士の高度情報流通を可能にする総合行政ネットワークを最大限に活用するために、庁舎内電算システムの更新に着手いたしました。

次に、第2の柱「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」では、地域でふれあい助けあい、交流しながら、生涯を通じて健康で健やかに過ごせる、福祉、保健、医療がともに連携し、生きる喜びを分かち合うまちづくりを進めました。

その主な取り組みといたしまして、生涯福祉の充実では、（仮称）総合福祉会館の建設について、鋭意用地取得に努めてまいりましたが、地権者の皆様の協力が得られるまでに至らず、引き続き努力すべく、平成17年度へ事故繰越しの手続をさせていただいたところであります。本施設の建設は、本町の重要施策の一つということを再度認識し慎重に対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域福祉では、住民の地域福祉の核として、社会福祉協議会の活動を引き続き支援するとともに、さらなる住民福祉サービスの質の向上を図るため、平成15年度から2カ年で取り組んでおります、高齢者・障害者・子育てについての福祉サービス現況調査をとりまとめ、障害者福祉計画の見直しや次世代育成支援行動計画の策定に活用しました。

次に、高齢者福祉では、高齢者の方が、できる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、高齢者の生きがいをづくり、介護予防、生活支援及び家族介護支援サービスといった提供を行い、要援護高齢者や一人暮らしの高齢者などの福祉向上のため、各種事業の提供に取り組みました。

また、高齢者の皆様の外出支援と生きがいをづくりに役立てていただくため、従来「高齢者優待乗車券」としてバスカードのみを交付していましたが、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里で利用できる入浴券との選択制にいたしました。

次に、障害者福祉では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者自身の参加を基本とし、障害者も障害を持たない人も、ともに安心して暮らせるまちをめざすため、「斑鳩町障害者福祉計画」の見直しを行いました。

また、地域生活支援では、昨年度から、利用者に対するサービスの内容や回数等を行政が決定し、事業者に委託を行ってきた措置制度から、障害者の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本として、事業者と対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によるサービスを利用する支援費制度へと大きく仕組みが変わりました。これら制度の円滑な運営、そして、多種、増大化するニーズの対応に努めました。

次に、児童福祉では、女性の社会進出や核家族化の進展に対応し、就労と育児の両立を総合的に支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組みました。

また、平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、「斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会」や庁内の「ワーキンググループ」を開催し、平

成17年度から5年間の行動計画である斑鳩町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。この行動計画に基づき、総合的な少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康づくりの推進では、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延長と生活の質の向上をめざし、各種事業において脳卒中、高血圧等の生活習慣病の予防を中心に事業展開を図りました。

また、保健・医療体制の充実では、妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、相談対象年齢の拡大を行うなど、相談体制の充実に努めました。

次に、第3の柱「文化の香り高く心豊かなまちづくり」では、住民が心豊かでいきいきとした日常生活が送れ、次代を担う子どもたちが、豊かな感性や創造性、思いやりを持って成長できる地域社会、そうしたなかから、ふるさと斑鳩に誇りと愛着を持って誰もが輝きつづけるまちづくりを進めました。

その主な取り組みといたしまして、生涯学習・スポーツの推進では、ライフスタイルや価値観の多様化、自由時間の増大や女性の社会進出、さらに高齢化の進展などを背景に生きがいくくりとしての学習やスポーツに関心が高まりつつあり、住民のニーズに応えるプログラムの充実がもとめられております。

生涯学習では、公民館におけるIT・パソコン講習、公民館教室等の開催、また図書館においてはホームページにより住民に情報を提供するとともに、「読み聞かせ」や「なつかしの映画会」の開催など、学習活動の機会の提供、充実を図りました。

また、スポーツにつきましては、従来までの競技性の高いスポーツだけでなく、誰でも気軽に参加でき、スポーツを通じて楽しみながら、健康づくりや体力づくりをしていただくため、幼児から高齢者の方まで、多様な世代を対象としたスポーツ教室を実施するとともに、体育協会を中心に、各種スポーツの振興を図るため、活動場所の提供やクラブ員募集の広報などの支援を行いました。

次に、教育・人づくりの充実では、総合的な学習の時間を、これまでの実践や研究成果をふまえ、効果的な学習ができるよう充実に努めるとともに、各学校への助成を行いました。

また、小中一貫教育の研究成果をふまえまして、平成17年度から「生き方」の学習英会話学習、交流学習等を小中連携しながら実施していくことといたしております。

また、青少年をめぐる諸問題の解消を図るための一環として、青少年問題協議会を中



心とした非行防止のための巡回補導や啓発、教育相談など、地域ぐるみでの健全な生活環境づくりに努めますとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、研修講座、講演、広報活動の推進を図りました。

次に、地域文化の保存と創造で、歴史文化の保全と継承では、平成16年は聖徳太子が日本最初の憲法である「憲法十七条」を制定されてから1400年の記念の年にあたりました。この機会をとらえ、聖徳太子の和の精神を再認識することにより地域文化の活性化を図るとともに、本町から広く内外にむけて情報発信を行うため、「憲法十七条」制定1400年記念イベントを開催いたしました。

さらには、法隆寺や姫路城などをはじめとする日本の「木造遺産」は、世界的に見ましても希少価値の高いものであります。奈良市、姫路市等関係市町村とともに、木造世界遺産市町村協議会を設立して、共同でフォーラムを開催し、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」の魅力を広く国内外にむけて発信いたしました。

次に、史跡中宮寺跡の公有化を平成15年度から実施しておりますが、その2カ年目としまして、6,985平方メートルを公有化いたしました。

また、史跡藤ノ木古墳につきましては、整備事業に伴う宝積寺跡の解明を目的とした発掘調査を実施するとともに、町史跡駒塚古墳につきましても、今後の史跡整備に備えて宝篋印塔（ほうきょういんとう）の発掘調査を行いました。

次に、文化・芸術の振興では、住民の文化活動の拠点であります「いかるがホール」は、利用していただく方も順調に増えており、地域文化の創造に寄与しているものと考えております。

地域文化創造の拠点施設として、その機能が最大限発揮できるよう住民のニーズに対応した幅広い事業を展開し、今後とも個性と魅力ある地域文化活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、第4の柱、「潤いのある魅力的なまちづくり」では、豊かな歴史的文化をはじめとする斑鳩の里の特性を活かし、快適な都市空間、都市機能を高め、安らぎと潤いのある暮らしが実現できるまちづくりを進めました。

その主な取組みといたしまして、市街地・住環境の整備では、斑鳩町の玄関口にふさわしい駅舎及び駅前広場の整備を進めるため、また、JR法隆寺駅東側の踏切の交通渋滞の緩和、及び交通安全を図るためのJR法隆寺駅周辺整備にかかる駅舎橋上化、並びに自由通路設置につきましては、JRと大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定及び大

和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定を締結し、JRにおいて、2面3線から2面2線化への配線形態の変更工事が進められており、平成18年度中での完成に向けて取り組んでいるところであります。

また、周辺道路整備につきましては、一部分において詳細設計を取りまとめ、現在、関係者に整備計画を説明し調整を図っているところであります。

次に、道路・交通体系の整備では、町内道路網の骨格を構築することにより、生活道路の円滑な交通の流れを確保し、住宅内道路の通過交通の進入解消による町内道路の安全性の向上を図るために、いかるがパークウェイ、そして都市計画道路法隆寺線の整備を進めているところであります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備におきましては、モデル区間に引き続き、モデル区間から竜田川までの稲葉車瀬区間において国で事業を進めていただいております。平成16年度は用地の取得が重点的に進められたところであります。また、住民代表者と行政による「いかるがパークウェイ推進協議会」の開催によりまして、住民の意見を生かしながら事業を進めているところでもあり、この推進協議会の広報を発行することにより住民への周知も行ってきたところであります。モデル区間の維持管理においては、地域住民と町と国が協力して道路の美化清掃を行い、地域にふさわしい道づくり及びまちの美化を進めることを目的とした国のボランティア・サポート・プログラムによる協定を、ボランティア団体と町と国との間で締結し、歩道や植栽帯の清掃活動を行っていただいております。

次に、法隆寺線の整備につきましては、龍田南2丁目地内と服部地区の区画整理事業地内において舗装工事等の上物の整備を行い、平成17年4月にこの区間の供用を開始いたしております。また、未整備区間におきましては用地の確保に努めたところであり1件の宅地について補償契約が締結でき、現在、建物の移転作業を行っていただいているところであります。

また、町道5カ年計画等の推進を図り、道路のネットワーク化を推進いたしました。

次に、県事業で取り組んでいただいております法隆寺門前線の整備でございますが平成16年2月に残存物件の撤去が県において行われ、引き続き、この部分で石張り舗装や植栽帯の整備が行われ、平成16年8月に完了されております。

次に、公園・緑地では、法隆寺門前の景観保全として県事業の法隆寺門前線の整備と一体的に取り組んでまいりました法隆寺門前広場の整備につきまして、法隆寺門前線の

整備が完了したことから、門前東側の広場整備に着手いたしました。

次に、風景・景観の形成では、西里地区におきまして法隆寺周辺地域における斑鳩らしい風景や景観を保全、創出するため、都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備に伴う電線類の地中化が完了し、一部区間において周辺の景観に相応しい道路表面の美装化を図るために石張り舗装や自然色舗装を行ったところであります。

また、誰もが親しめる斑鳩らしい風景や景観の形成を図るために、三塔周辺におきまして景観作物であるコスモスの栽培を引き続き推進いたしました。

次に、第5の柱「安全で快適なまちづくり」では、自然環境を保全し、環境への負荷の少ない都市づくりなど、環境共生型社会の構築に向けて、住民との協働による環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、安全で災害に強いまちをめざし、総合的な防災消防体制の充実や危機管理体制の充実を図りました。

その主な取組みといたしまして、環境保全の推進では、現在の環境問題が日常生活そのものに深く結びついており、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、生活様式を見直していく必要があることから、住民の皆様が行動を起こす上で必要な「意識・行動を考える」、「取組みを助ける」といったことを中心として事業に取り組みました。

地球温暖化防止事業では、深刻化いたします地球温暖化につきまして、ケナフの栽培から啓発メッセージの製作、そして啓発活動にと、参加者が主体となって、ストップ温暖化キャンペーンを実施し、多くの住民の皆様には地球温暖化防止を呼びかけていただいたことにより、住民の皆様には地球温暖化問題を身近に感じていただけたものと考えております。

環境教室の充実では、親子で環境について考える機会を提供することにより、環境問題への意識を深め、取組みをはじめの契機にさせていただくことを目的に開催いたしました。

また、自治会別環境問題学習会を引き続き開催し、住民の方の意識や行動を変える機会づくりに努めました。

さらには、地域の環境保全活動のリーダー的な役割を担っていただいております環境保全推進委員の数を平成15年度から従来の33人から50人に拡大し、身近な環境問題の解決に取り組んでいただきました。また、平成17年度中に推進委員の任期が満了となりますことから、さらに地域に密着した活動、取組みができるように各自治会から1人を選出していただいております。

ISO14001の啓発では、行政自らが率先して地球環境保全活動を行うため、環境マネジメントシステムに基づく取組みを推進しているところではありますが、環境配慮への取組みを各家庭でも実践していただくということで、独自に構築しました家庭版環境ISO「エコいかるがファミリー」に、新たに子ども達が自ら学校や地域で活用できる「エコいかるがキッズ」をシステムに追加し、取組みを呼びかけました。

次に、ごみ・し尿処理では、ごみ処理の有料化を平成12年10月から導入いたしました。先進地の事例を見ますと、有料化実施後2年から3年後にはごみの量が増加します「ゆり戻し現象」が見られるところでもあります。しかし、当町では有料化導入後におきまして、前年度と比較をいたしましてもごみの量は減少し続けているところでもあります。これも町が訴えてまいりましたごみ減量化につきまして、住民の皆様にご理解をいただき、これに応えていただいた結果であると感謝をいたしております。

しかし、このような減量化の傾向も近い将来においては頭打ちの状態になるのではないかと懸念されます。このことから、新たなごみ減量化・再資源化の施策といたしまして、平成17年度から、ビニールごみのリサイクル処理への移行、集団回収が実施できない自治会を対象に古紙類・繊維類のリサイクル回収モデル事業に取り組んできております。

次に、防災・防犯では、まず、防災につきましては、生駒郡4町が合同で行う第2回目の総合防災訓練を実施いたしました。また、広域的な防災関係機関等との連携体制の確立を図るとともに、災害時における地域での災害応急対策ができるよう、住民主体で行う実践型の地区別防災訓練も実施いたしました。

さらには、当町消防団が、消防団員の消防技術の向上と士気高揚のために行われる県消防操法大会に参加、生駒郡代表として、これまで培ってきた迅速適切な消防技術等を発揮し、当町消防団の名声を高めていただいたところでもあります。

防犯体制の整備につきましては、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚をすすめましたほか、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き実施いたしました。

次に、上・下水道の整備では、下水道につきましては、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の目的から、平成4年度から工事着手し整備区域の拡大に努めてきたところではありますが、斑鳩町におきましても平成17年3月31日から公共下水道の供用を開始することができました。

現在、供用開始区域の公共下水道普及に努めているところであり、今後も一層の整備区域の拡大を図り、多くの方々に公共下水道をご利用いただき、安全で快適なまちづくりを進めていく所存であります。

次に、第6の柱「にぎわいのあるまちづくり」では、斑鳩の里の自然、歴史、文化資源などの特性を活かし、活力あるまちづくりを進めました。

その主な取組みといたしまして、農業の振興では、依然として農業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、本町においては、農業者の高齢化・担い手不足などによる、遊休農地の増加などによる環境悪化が問題となりつつあります。このことから、農地の流動化を引き続き推進するとともに、集落営農による農業を推進することによる、遊休農地の解消などにも取り組んでまいりました。また、「産業フェスティバル」の開催、貸農園「いきいきファーム」の継続など、農業者と地域住民との交流の場を提供する取組みも行ってまいりました。

次に、商工業の振興では、わが国は景気回復の途上であるとされておりますが、原油価格の高騰や円高が企業業績に悪影響を与えることが懸念されており、先行きの不透明感は依然解消されておられません。このため、斑鳩町商工会が中心となり、有利な国・県の制度資金の活用など、経営環境の変化に即応した指導等を実施いたしました。

次に、観光の振興では、斑鳩町観光協会が行う観光事業及び各種イベントを支援するとともに、「太子ロマン斑鳩の里 観月祭」を開催し、斑鳩町の観光文化の向上及び斑鳩町の魅力を発信いたしました。

住民参加のイベント「斑鳩の里ふるさと秋まつり」については、関係する皆様に開催に向け、ご尽力いただきましたが、台風の接近により残念ではありましたが、中止となったところであります。

最後に、「計画の実現に向けて」であります。

その主な取組みといたしましては、はじめに、行政改革の推進では、行政改革推進委員会より答申をいただきました大綱に基づきまして、前期実施計画の取りまとめを行ったところであります。

高い目標を目指すことと、実現可能で現実的な計画を立てることとのすり合わせに時間を要しましたが、現在、行財政改革の実現に向け、取組みをすすめているところであります。

最後に、市町村合併については、平成16年12月5日に執行されました「斑鳩町の

合併についての意思を問う住民投票」が、62.1%という比較的高い投票率となり、8割弱の住民の皆様が7町合併に反対されるという結果になりました。

この結果を厳粛に受け止め、町民皆様の意思を尊重し、7町の合併については行わないこととし、本町は単独町制で存続していくことを決めました。

また、高い投票率が示しておりますに、多くの住民の皆様が、町政に関心を持っていただいたことに感謝いたしますとともに、その責任の重さを改めて認識した次第であります。

今後とも住民の皆様の声に耳を傾けて、斑鳩という地域性を最大限に活かしたまちづくりに、職員一丸となって取り組んでまいる考えであります。

以上が、平成16年度斑鳩町一般会計にかかる各種施策の主な取組みの概要であります。

次に、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計の運営は、構造的に不安定な財政基盤にあるなかで、被保険者のご理解とご協力を得て、また保険者自身の自助努力といたしまして、経常経費の削減をはじめ、医療費支出の抑制、貴重な財源である国民健康保険税の確保など、健全財政運営を目指し、努めてまいりましたが、歳入決算額は21億3,081万7,000円、歳出決算額23億8,499万7,000円、差引2億5,418万円の歳入不足となり、平成17年度予算より2億5,418万円の繰上充用の措置を行うことで決算を終えることとなったところであり、危機的な決算状況が続いているところであります。

なお、制度上、翌年度で精算される一般被保険者にかかる療養給付費負担金は、平成17年度で179万7,000円が追加交付され、退職被保険者にかかる療養給付費交付金は、137万9,000円が追加交付されることとなっております。

今後も、被保険者の高齢化や医療ニーズの多様化による医療費の増加傾向が続くことが予想されることから、保健センターによる各種保健事業活動との連携による医療費の抑制、また国民健康保険税の収納率の向上をめざした取組みを継続して行い、健全運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は21億5,762万5,000円、歳出決算額は21億7,272万5

000円で差引1,510万円の歳入不足となっております。

このため、平成17年度会計におきまして同額の繰上充用の措置を行い決算を終えております。なお、この財源につきましては、支払基金、国、県の交付金・負担金を精算したうえ、最終的にその全額を平成17年度で受け入れることとなっております。

老人医療受給対象年齢の引き上げによる受給者の減少に伴い、最近2年間は給付する医療費も減少しておりましたが、平成16年度については前年度より増加に転じた老人保健医療費の市町村負担の法定割合が年々増加しているとともに、特に入院に係る費用の増加が著しく見られるところであり、老人医療受給対象者の症状の重度化が心配される所です。症状重度化の防止については、生活習慣病予防に焦点を充てた健康教育、訪問指導など保健事業を積極的に展開し、医療費の適正な支出に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額が450万2,000円、歳出決算額が22万8,000円で、実質収支額は427万4,000円となっております。

なお、その主な事務事業は財産区財産の管理であります。平成11年10月12日に裁判所へ訴状の提出を行いました「建物収去土地明渡請求事件」につきましては、平成17年6月27日に和解が成立したことで、今後は地元住民の皆様や水利組合とも十分に協議し、適切な管理に努めたいと考えております。

次に、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

公共下水道につきましては、議員皆様や住民皆様のご理解ご協力により供用開始となり、下水道接続率向上はもとより、一層の下水道整備区域拡大に努めてまいり所存であります。

さて、歳入歳出決算につきましては、歳入決算額12億81万3,000円、歳出決算額11億9,016万2,000円で決算を終えたところであり所です。公共下水道事業につきましては事業認可区域245ヘクタールのうち、平成16年度は龍田北1丁目地内、法隆寺1丁目・2丁目地内において面整備を実施し管渠延長で3,418メートル、約12ヘクタールの整備を行い、約40%の整備率となっております。

なお、幹線管渠工事の工期延期に伴い、2億1,000万円を平成17年度に明許繰

越しいたしております。

次に、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計では、介護を必要とする皆様やその家族が安心して介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的供給等、介護保険事業計画に基づいて制度の適正な運営に努めているところであります。

平成16年度の収支状況は、歳入決算額で12億3,999万4,000円、歳出決算額で12億1,353万4,000円、差し引き2,646万円となっております。

国、県及び支払基金からの介護給付費負担金等につきまして、給付実績に対する法令で定める割合の負担金より多く受け入れておりますことから、超過交付分を平成17年度で返還を行うことになっており、残りの1,548万9,000円を介護保険給付費準備基金に積立てを行う予定であります。

次に、認定第8号 町道の路線変更についてであります。

神南3丁目地内の町道564号線において、先線の道路整備ができたことに伴う町道の路線の変更1路線をお願いするものであります。

次に、同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてであります。

現委員の蒲保氏の任期が平成17年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の城野博次氏の任期が平成17年11月11日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程21、承認第4号、日程22、承認第5号、日程30、同意第9号、日程31



同意第10号を除く21議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第45号 斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 少しお尋ねしておきたいなと思うんですが、この条例の第3条の(6)にあります勤務成績の評定の状況というのを見ました時に、私、このことがよくわからなかったんですが、斑鳩町では現在この勤務成績の評定についてどのようなシステムで行われているのかということのご説明を受けたい。誰がどのような形で評定をしているのかというようなことが、私、ちょっとつかめてないものですから。

それと、職員個人にかかわる問題については、これらにつきましてどのような処理をされるのかということについてもちょっとわかりにくいので、その点も含めましてご説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長(中西和夫君) 植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 現在のところ、勤務評定につきましては、前期と後期2回させていただきます。その評定につきましては、1次評定、2次評定でございます。それぞれ係と係長、吏員につきましてはいわゆる部長で2次評定をさせていただきます。課長補佐、課長につきましては、1次評定を部長が行いまして、2次評定につきましては三役がさせていただきます。そうした中で、私ども部長につきましては、助役等が1次、2次評定もさせていただきます。そういったような状況で勤務評定をさせていただいているところでございます。

ちょっと、2点目についてちょっとわかりにくかったんで、すみません。

○議長(中西和夫君) 14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) この条例が運用されることによって、この条例を見るだけやったらよくわからないので、職員個人にかかわる問題については何か影響があるのか、その個人の情報についてはどのような形になるのか。その報告とか公表とかの段階でどんなふうになるのかがちょっとイメージがつかめないんで、やはり職員個人にかかわる問題というものにつきましては、私もちょっと心配をしているものですから、この

条例を読んだだけでわかりにくかったので、そののところをどういう形になるのかというのをお尋ねしたいなと思っているんです。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こういった内容につきまして、3条に、管理につきまして報告するということになっておりますけれども、そういった中でそういった関係につきましても公表していくということになりますけれども、個人の氏名等ということにつきましては公表しないということで、こういった状況であったかと、その内容について公表させていただくということでございますので、そういった面での配慮もしていくような条例となっております。

○議長（中西和夫君） これをもって議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第46号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） ございませんか。これをもって議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、建設水道常任委員会に付託いたします

続いて、日程9、議案第47号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第48号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第49号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第49号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程12、議案第50号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中西和夫君） これをもって議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第50号は、建設水道常任委員会に付託いたします  
続いて、日程13、議案第51号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
- 議長（中西和夫君） これをもって議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第51号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程14、議案第52号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。
- 14番（里川宜志子君） この補助なんです、補助率の関係というんですか、どんなふうになっているのかということがわかりにくいので、もう少し詳しく教えていただきたいんです。  
それと、今、斑鳩町でも水道の古い管の方を更新していこうということでは、鋭意努力をしていただいていると思うんですが、石綿管の処理について、私、ちょっと今アスベストの問題も色々出てきている中で気になってまして、以前に水道の方でお尋ねした時には、人体に影響がないと。斑鳩町の場合まだまだ石綿管たくさん使っているんですが、人体に石綿管は影響がないということは、当時から何回かお聞きして確認はさせていただいているものの、今度、ああいう長いものをはずした時に処理をする、逆に廃棄物となった時にはどのような処理をされているのか、その後の追及というんですか、そういうものについても水道部の方では把握をされておられるのかどうかということも、やっぱり気になっているところなんです。今、アスベストの問題も言われている中で、安全であるのなら安全だということを町民の皆さんにわかっていただけのように、この辺はやっぱり処理、どのように最終的に処理されているかということについては、ご公表していただけたらというふうに思いますので、その点についてお尋ねもしておきたいなと思います。
- 議長（中西和夫君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、国庫補助の補助率でございますけれども、これにつきましては、補助率3分の1でございます。

続きまして石綿管の処理でございます。これにつきまして、石綿につきまして、工事につきましては、今般、労働安全衛生法によりまして、石綿障害予防規則が17年の7月1日に制定されております。これに基づきまして、石綿管の撤去工事等を発注する場合につきましては、発注側として石綿管の埋設状況を設計図書等に明記いたすことといたしております。

そうした中で、請負業者につきましては、作業計画書を作成し、法令を遵守するということになっております。

そうした中で、石綿管の撤去作業を行う時につきましては、関係者以外の者が立ち入ることのないよう禁止する旨の表示をすることといたしております。

なお、石綿管の後の処理につきましては、保護具等を十分にいたして、廃棄物は梱包して処理するとなっております。後、処理につきましては、産廃につきまして、それにつきまして、マニフェストにより追及をすることといたしております。以上によって適切に石綿管を安全に処理することとなっております。

以上であります。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。ほか、ございませんか。これをもって議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、建設水道常任委員会に付託いたします。続いて、日程15、議案第53号 平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、建設水道常任委員会に付託いたします。続いて、日程16、議案第54号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） ちょっと間違えてたらごめんなさいね。公有化計画は3カ年計画で進められてきたと思うんですが、今回18年度に予定されておりますこの地権者1名4筆、1,318平方メートル、これは諸般の事情からということなんですが、差し障りない程度に教えていただきたいな、このように思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 1件の方につきましては、相続の関係で納税猶予の手続をされております。そうした期間が18年度に入るということで、その終わった段階で公有化していきたいということで、今回の公有化計画の中身から外させていただいています。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） そのことによって整備計画に遅れが出てくるのかなあとも思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この計画につきましては、公有化いたしまして、今の予定で18年度から面的な調査、発掘調査に入っていきたいというふうに考えております。そうしたことから、全体の進捗については余り影響はないものというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 18年度の予定されているブルーですかね、これについては、計画の進入路的なこともあるんですが、その点については、地権者に対してしっかりとした了解を得ながらやっていってほしいと、このように申し上げておきます。

以上です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第55号 訴えの提起についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第55号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第55号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第56号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第56号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第57号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織

する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第57号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第58号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第58号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程21、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)をご説明申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成17年9月2日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

### 専決処分書

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年8月9日

斑鳩町長 小城利重

町長専決処分にさせていただきました平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、ご承知のとおり、8月8日に衆議院が解散され、9月11日に衆議院議員総選挙が執行されることになりました。また、これとあわせまして最高裁判所裁判官国民審査が同時に執行されることになりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月9日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算の補正といたしまして、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金で、衆議院議員選挙費委託金1,334万3,000円を見込んでおります。

次に、5ページでございます。歳出予算の補正では、第2款総務費、第4項選挙費、第5目衆議院議員選挙費で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用といたしまして、歳入予算と同額の1,334万3,000円を計上させていただいております。

その主な経費でございますが、投・開票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の時間外勤務手当及び賃金、公営ポスター掲示場の製作及び設置にかかる経費、入場券の印刷及び郵送にかかる経費、投票用紙の自動交付機及び計数機の購入にかかる経費等でございます。

それでは、1ページへお戻りいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億4,880万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年8月9日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) 質疑とか、そういうものではないんですが、衆議院の選挙につきまして、突然ということ、斑鳩町の選管の事務を担当していただいております職員さんには、大変感謝申し上げます。

つきましては、今回の選挙で一番目立つのは、昨日にも色々あったと思うんですが、公共物、公共のところというんですかね、場所及び防護柵等にたくさんの違法と思われるようなポスター、看板等が突然出てきたように思うんですが、そのことについて、斑鳩町の選挙管理委員会としては、どのように情報を収集されて、どのようにその処理をされていっておるのか、そのことについてお答え願いたいと、そのように思います。

○議長(中西和夫君) 西本選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記(西本喜一君) 今回の国政選挙におきましてのポスターでございますけども、住民の方からも、昨日来、ガードレール、それから橋のところにポスターが立っておって、また交通の支障にもなると、そういった苦情が選挙管理委員会の方に寄せられております。それは事実でございます。

その際には、選挙管理委員会の職員がまず確認に行きまして、そしてそのポスターの掲示責任者に対しまして、まず撤去をするようにという方向で指導をしていきたいと考えております。

それから、公共施設に立っておりますものにつきましては、今日まで、公平性の観点から、そういうポスター、一党一派の方のポスターにつきましては認めてきていないと



というような状況でございますので、そういった観点からしましても、その候補者の事務所なりに撤去のお願いをしていく、指導をしていくと、こういった形で行っております。昨日につきましては、午後2時、そして午後4時、そして夜の8時に再度点検に参りました後、撤去の依頼をいたしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私どもも選挙に色々協力している立場なんですがね、昨日突然に元自治省ですね、前法務副大臣ですかね、そこの看板が公共物にべたべたと張られていた。その中で、その公共物の所有者というんですかね、例えば町道のフェンスでしたら町が許可すればあれは揚げられるんですかね、そういうことで考えていきますと、例えば県道、それから国道、そういうところについては、町の選管としては、そちらへ通報をするということで、それ以上出来ないだろうと私は思うんですが、それはそのようにしてポスター等を張られるということは、これは一般住民の方には余り意味がわからないと思うんです。だから、許可されているんじゃないかな、そのようにも理解するんですが、町道については、即刻それは撤去出来るんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどうなんですかね。町道管理者としての。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘のポスターについて、管理者として即撤去出来るかということですが、そのもの自身個人の財産という部分もございまして、即撤去は難しい。選挙管理委員会事務局書記からの話にありましたように、事前に撤去指導をするということになってこようかなと、このように思います。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今、部長ちょっと答えていただいたんですが、私のちょっと質問の内容がまずかったのかなと思うんですが、私は町道のガードパイプ等に掲示されたとしたら、町道の管理者として許可されているんじゃないかな、そのように認識するんですがね。当然個人のところに入っている分については、私どもも個人の方に全部了解を得て掲示させていただいてます。だけど、それと同じ観点で、町道法隆寺線なんかのガードパイプにも張ってあるんですよ。何枚も張ってあったんです。だから、私はそれを見て、町が許可してるのかなと、そういうことも思ったんです。だから、選管の方で色々調査していただいた中で、少なくとも町道にかかる分については許可してないとい

うことでいいですよ。それを私は聞いてるんです。許可されていることがあるんですか先ほど選管の方では、一党一派に、いわゆるそういうものはないだろうという話ですが管理者としてそういうことを許可することはあり得るんですか、ないんですか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 公営掲示場で選挙管理委員会から占用許可出る、その公営掲示場については許可をいたしております。個人の許可というのはありません。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたらね、少なくとも町の管理している道路の一部とか、それは即刻何かで表示していただきたい。それは可能なんですかね、選管としてね。例えば証紙張ってあるから、これは違法ですよということは、管理者の方から出されるんか選管の方で出されるのか。その撤去するまで、この看板は違法ですよということは出来ないんですか。それはどうなんですか。

○議長（中西和夫君） 西本選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記（西本喜一君） そのポスターにつきましては、証紙が張っておれば、公職選挙法上からは違法ではありませんが、ただ先ほど来の張る場所につきましては、それぞれの財産管理の面からの条例、法律等に照らし合わせまして違法性があるかないかということが決まってくるかと思えます。その際には、選挙管理委員会といたしましては、先ほど申しましたように、公共施設につきましては、公平性の観点から、一党一派の方につきまして許可をすることは考えられないだろうということで指導をする、選挙管理委員会としてはそのポスターにつきましては指導する。また、それが交通上支障があるという危険性がある場合には指導をして、こちらから期限を決めて、その期限内に撤去がない場合にはこちらの方で預かるといったことも考えていかなければ、選挙管理委員会としては考えていかなければならないと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 道路管理者として、何も申し出も何も許可もなく、公共のそういうところに立ててある看板、それを発見した時点で、やはり住民のために、これは違法ですよということに、こういう設置の仕方は違法ですよということを住民の方にも知らせる必要があると私は思うんですが、その点について、撤去を待つのか、いや、もう撤去を待たずに、これは私どもは許可してませんと、ここへ設置することは道路管理上これは駄目ですよという表示をすると、そのようなことは出来ないんですか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほど言いましたように、あくまでも所有者がおられる物件ですんで、それは第一義的には、撤去方の指導ということになってくるものです。

あと、違反広告物の関係もあるわけですが、この関係については、選挙関係のポスター等については除外規定になっておりまして、これについては選挙管理委員会と十分調整を図ってやっていくということにはなっておるわけですが。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この議案については、余り問題そのものに関係ないので余りしつこくは言いませんが、私ははっきり言ひまして、そういうような選挙運動をする方は、やはりもっとしっかりとしたことを出さないかんと思うんです。だから、やり得で済まされるような、両方で協議してます、協議してますというて1日でも2日でもそこへ置かれてたら、やはりほかのきちっとやっている者にとって不利益を与えると思うんです。その点について十分迅速に、少なくとも町道については町の選管ですか、あとは町の選管は県道、そして国道についてはそうして連絡しなければいけないという行政間の色々な問題もあると思うんですが、少なくとも町道に張られているやつについてはこれは違法ですということを知らせる必要が私はあると思います。今後、色々選挙もあると思うんですが、そのことについてもよろしく願いして、質問というですか、意見は終わっておきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいまの関連にもなるんですが、私どもの方も、2枚ほど選管からご注意を受けまして取り外した経緯がございます。

それで、今、小野議員の流れと似るんですけども、滝実さんの件なんです、今、元自民党ということで、党の方から出てる……

○議長（中西和夫君） 三木議員、ちょっとすみません、今のこの議題は補正予算の関係ですんで、それから余り外れていかないようお願いしたいんですけど。三木議員。

○11番（三木誓士君） では、この質問に対しては質問出来ないということですか。

○議長（中西和夫君） 議案自体は補正の内容ですんで、出来るだけ控えていただきたいと思ひます。

ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程22、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第5号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長(池田善紀君) それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成17年9月2日 提出

斑鳩町長 小城利重

次に、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分

する。

平成17年8月3日

斑鳩町長 小城利重

今回の補正予算につきましては、企業債の支払い利息を減らし、水道料金を抑制する目的であります。借換債として2,160万円が許可されました。これによりまして、8月30日に借り換えを行うため、8月3日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、当初借入額の利率につきましては6.4%でありましたが、今回借換債の利率は2%の予定であります。

それでは、補正予算書によりご説明申し上げます。補正予算書の3ページをお願いいたします。

資本的収入で、第1款資本的収入、第1項企業債2,160万円の増額補正と、支出の部で、第1款資本的支出、第2項企業債償還金2,160万円の増額補正であります。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

#### 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度斑鳩町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額2億4,892万2,000円、補正予定額2,160万円、計2億7,052万2,000円。第1項企業債、既決予定額2,000万円、補正予定額2,160万円、計4,160万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額4億5,784万8,000円、補正予定額2,160万円、計4億7,944万8,000円。第2項企業債償還金、既決予定額1億1,217万円、補正予定額2,160万円、計1億3,377万円。

（企業債）

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり補正する。

なお、内容につきましては省略をさせていただきます。

平成17年8月3日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上でございますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程23から日程28までの6議案は、いずれも平成16年度各会計決算認定案件であります。よって会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって日程23、認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程26、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程27、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程28、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案について総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって認定第2号から認定第7号までの6議案に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています6議案につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第7号までの6議案については、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、嶋田議員、松田議員、坂口議員、厚生常任委員会から、浦野議員、里川議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、中川議員、以上の7名の議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

続いて、日程29、認定第8号 町道の路線変更についてを議題とし、総括質疑を受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって認定第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第8号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程30、同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、同意第9号について私よりご説明申し上げます。

現委員の蒲保氏の任期が、平成17年9月30日付をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第9号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目1番6号

氏 名 蒲 保

生年月日 昭和4年10月29日

なお、同氏の経歴につきましては次のページに略歴として記載いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第9号については、質疑、討論を省略し原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって日程30、同意第9号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程31、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第10号については、委員会付託を省略いたします。



理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、同意第10号についてご説明させていただきます  
現委員の城野博次氏の任期につきまして、平成17年11月11日付をもって満了することから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。  
それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第10号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目11番23号

氏 名 城野博次

生年月日 昭和9年7月24日

なお、同氏の経歴については次のページに略歴として記載いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

以上で、簡単ですが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。同意第10号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって日程31、同意第10号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程32、公益に関する出張についてを議題といたします。本案については斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第20条の規定により、閉会中に実施されました公益に関する出張について承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本案については、公益に関する出張報告書の提出がされております。

すので、報告書を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって日程32、公益に関する出張については、満場一致で承認いたされました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後0時5分 散会)